



岩手県学童保育連絡協議会  
〒020-0122  
盛岡市みかひけ3-38-20  
岩手県青少年会館内  
Tel・Fax 019-681-0651

# 世論の力で学童を守ろう

## 従うべき基準 参酌化方針

## 反対行動で訴え

11月19日に開かれた内閣府の地方分権有識者会議で、厚生労働省が学童保育の職員配置基準（従うべき基準）を参酌化する方針を示したことが報道等で伝えられています。

### 厚生労働省が、指導員の配置基準の引き下げ方針を示す

厚生労働省は、11月19日に開催した「地方分権改革有識者会議」で、学童保育の指導員の複数人配置義務を撤廃する方針を示したと報じられました。

現在、学童保育の指導員は、1カ所に有資格者を含む2人以上の配置を義務付けていますが、これを拘束力のない参考基準に改め、有資格者の配置も含めて自治体の判断で決められようにするという内容です。基準が緩和されれば、無資格者が十分な研修も受けずに、1人で子どもを預かることも可能となります。厚生労働省は、「参酌化」しても、

### 北海道胆振東部地震支援金11万円

県連協が呼びかけていた北海道胆振東部地震への支援金は、総計で11万500円となりました。北海道連協

えられています。

同会議の議論について全国連協は基準の参酌化は学童保育の質の低下につながるという指摘。20万筆の署名を国会に提出し反対の声を上

を通じ、被災した学童保育クラブの復興に役立てられます。みなさんのご協力に感謝申し上げます。

市町村が条例で必要な水準を確保しなければならぬと定めているので問題は無いなどと述べていますが、今でさえ参酌基準となっている項目については、基準を守らない自治体があるな

置が可能になります。

県連協はこの方針に強く反対し、11月30日に「子どもたちが安心して過ごせる学童保育へ！」として左記の呼びかけを発信しました。従うべき基準を守る取り組みは正念場を迎えています。児童福祉法を改定させない、市町村が現行条例を維持するための取り組みを岩手県から全国へと広げていきましょう。

について

国は、「参酌化」について年度内に閣議決定し、年明けの通常国会で児童福祉法の改定を狙っていると伝えられています。これから大事な局面をむかえます。学童保育を守るために、次の取り組みをお願いします。

## 子どもたちが安心して過ごせる学童保育へ！

### 私たちは、学童保育を低下させる「参酌化」に反対します

### 岩手県学童保育連絡協議会役員会

大きな問題となっており「参酌化」では、学童保育の質の低下は避けられません。

対する県議会への請願署名に取り組んできました。県議会も私たちの願いを受けとめ国に対し意見書を送付しましたが、こうした自治体や議会が全国に広がっています。与党自民党内での

私たちは学童保育にかかわるすべての皆さんに、世論の力で児童福祉法を改定させない取り組みを呼びかけるものです。

学童保育を守り発展させるための具体的な取り組み

取り組みを展開します。

### （1）児童福祉法の改定を許さない取り組み

### （2）市町村の条例改定を許さない取り組み

仮に児童福祉法が改定されたとしても、基準の引き下げをするためには各市町村の条例を改定する必要があります。その際には私たちは、議員懇談会、署名運動などあらゆる取り組みを行って条例改定をさせない取り組みを展開します。